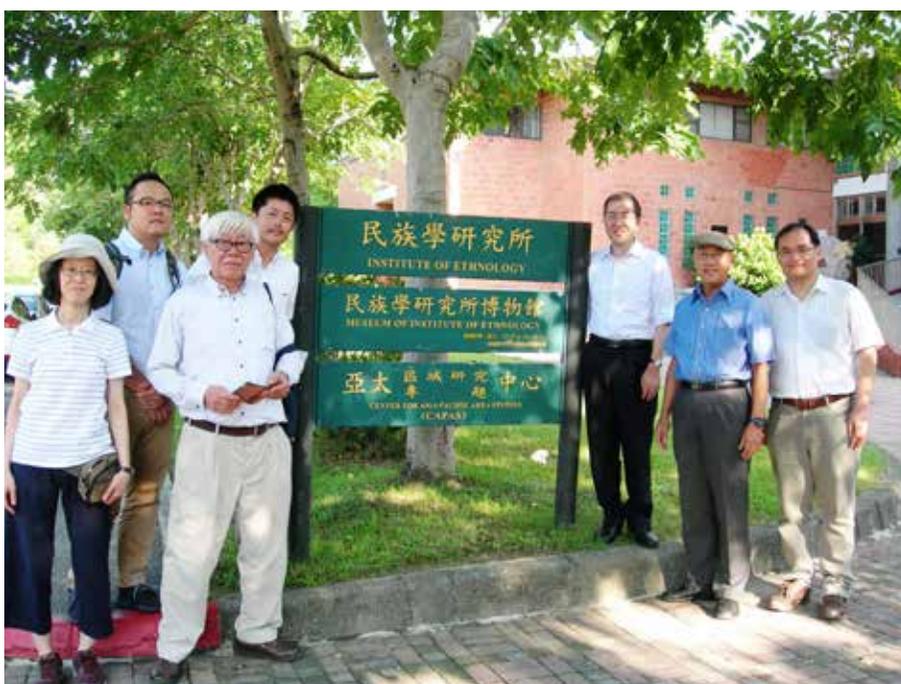


室 報



台湾中央研究院民族学研究所にて

◀目次▶

東アジアにおける無縁社会と宗教による伴走型支援
—台湾調査報告に代えて—…………… 2
「セックスワーカー団体の資金調達と組織運営」
—タイとオーストラリアにおける活動事例から—
講演録…………… 5

書評『障害のある先生たち—「障害」と「教員」
が交錯する場所で—』…………… 9
新研究員紹介・研究学習会…………… 11
特別講演会・豊中市連携行事・
編集後記…………… 12

東アジアにおける無縁社会と宗教による伴走型支援

—台湾調査報告に代えて—

村島 健司

人種・民族問題研究班の宮本要太郎が代表を務め、村島が研究分担者として参加する科研グループ「日台韓における社会的孤立者に対する宗教者の伴走型支援活動に関する調査研究」では、伴走型支援活動に従事する東アジアの宗教者たちの実態を調査し、現代社会において宗教が果たしうる役割の可能性を、実証的に比較研究することを目指している。今回（2018年9月2日～5日）も2016年に引き続き台湾を訪れ、日台合同研究会、および現地調査を実施した（2016年の調査の様子については、『室報』第58号を参照）。

・日台合同研究会

日台合同研究会は、村島の台湾留学時代の指導教官でもあった林美容教授に台湾側のカウンターパートを担ってもらい、林教授の所属機関である中央研究院民族学研究所で開催された。午前は台湾社会に関する発表、午後は日本社会に関する発表をそれぞれアレンジし、台湾における宗教学／宗教人類学の第一人者でもある林教授に「民間信仰研究の立場から考える現代台湾宗教」と題する基調講演を依頼した。講演では、道教・仏教・儒教・キリスト教など多様な宗教現象が見られ、またそれぞれが活発に社会と関わっている現代台湾宗教の根底には、土着

的な民間信仰が存在し、それを通して台湾宗教が地域社会や家族をはじめとした社会と深い関わりを持つことが可能となっていることが、長年の研究成果の中から示された。そして基調講演に続く研究発表では、黄約伯（中央研究院民族学研究所・助研究員）が台湾先住民研究の立場から、村島が宗教関連法制度との関連から、台湾における宗教の社会的活動の歴史的展開や現状を報告した。

宮本をはじめ日本側の研究発表がメインとなった午後の部では、社会的孤立者に対する宗教（者）による伴走型支援の実例について、「臨床宗教師制度」、「移民の宗教と多文化共生」、「ホームレス支援と子ども食堂の運営」、「災害復興支援」、「DVシェルターの運営」をテーマとした発表がそれぞれ行われ、台湾側との間で活発な質疑応答があった。特に林教授からは、日本側の共同研究が議論の前提としている、社会的孤立者を生み出す「無縁社会」の解釈について質問があり、日本側の代表である宮本から以下のような説明がなされた。すなわち、日本では神道が地域社会と関わり、仏教が家族と関わることによって「縁」を紡いできたが、少子高齢化や都市化（地方の過疎化）に伴い、伝統的なそれらの宗教が社会との関わりを失ってきている。これが宗教研究の立場から考える社会



(写真1：林美容教授による基調講演)

的孤立者を生み出す背景である。また、そうした現代社会の状況を踏まえて、新しいかたちでの宗教(者)による伴走型支援が必要となっており、各共同研究者は上記の発表テーマにみられるように、さまざまなタイプの宗教(者)による支援の現状について研究しているという説明であった。

少子高齢化や地方の過疎化は、日本と台湾が、あるいは東アジアが共通して抱える社会問題である。そのなかで、宗教(者)がどのように「縁」をつないでいくのか、あるいは新たな「縁」を創出していくことが可能であるのか。今回の日台合同研究会では、互いの事例に学びながらも、同時にそれぞれを比較することで、東アジア全体で共通する社会問題に取り組もうという大きな視点で考察を行っていくための、実りある合同研究会になったと思われる。



(写真2: 質疑応答)

・キリスト教恩友センター

合同研究会の翌日には、台湾宗教による伴走型支援活動の現場を学ぶために、主にホームレス支援を展開するキリスト教恩友センターを訪問し、創立者である李政隆牧師やスタッフへの聞き取り、そして簡単な参与観察を実施した。

キリスト教恩友センターは2003年に設立されたキリスト教団体であり、現在は台湾各地に24の支部教会を有している。われわれは、その中で最も規模が大きく、台北駅裏側から徒歩2分のところに立地している台北恩友教会を訪問した。

2006年に開設された台北恩友教会は、主な活動として、月曜を除くすべての曜日に昼夜二度の伝道集会と食事の提供を行っており、私たちは昼の伝道集会に合わせて訪問した。伝道集会では、讃美歌の斉唱や聖書の朗読、そしてスタッ

フによる聖書を用いた説教が約30分間行われ、この日は30名ほどの参加者があった。



(写真3: 伝道集会の様子)

伝道集会が終了すると、教会前の通路に机が設置され、食事の配膳が始められる。参加者はお椀など各自の食器を持参し、スタッフがそれに白米、おかず、スープなどを配膳していく(今回は私たちも配膳のお手伝いをさせていただいた:写真4)。配膳を受け取ることができるのは、原則として伝道集会への参加者だけだが、実際に受け取っていたのは、集会に参加した人数の2倍前後である印象を受けた。しかし、スタッフは厳格には対処せず、希望者全員に食事の配膳を行う。スタッフによると、参加者は住居喪失者が半数で、残りは住居はあっても経済的に困窮している者である。平均すると昼は50~70名、夜は80~100名ほどの参加があるという。

創立者の李政隆牧師によると、キリスト教恩



(写真4: 配膳を手伝う調査参加者)

友センターが創立された2003年当時の台湾は、SARSの流行に伴い貧困層のさらなる困窮化が進んでいた。李牧師はそうした人びとの救済のために恩友センターを創立し、その後徐々に拠点を全国に広げていく。2006年に開設されたこの台北恩友教会も、教会が位置する台北駅裏側が開発の進む表側とは対称的に、従来より生活困窮者が多く集まる空間となっていることが、当地に教会を開設した理由であった。

現在では台湾各地の支部教会で、昼夜二度の食事提供を実施し、1日に合計約3000～4000名の利用者がある。また教会とは別にフードバンクの社団法人を運営し、そこから約6000の困窮家庭に食料を定期的に提供している。そして困窮のため公的健康保険に加入できない人を認定し、台湾各地の医療機関と提携することによって、彼／彼女らに無料診療の機会を提供している。

もちろん教会であるために、伝道集会のような教化活動も並行して行っているが、洗礼を受ける者は年間10名程度と極めて少なく、教会側もそれを強く勧めることはしない。ただし、台北教会でのこの日の活動をすべて仕切り、われわれの取材対応も担当してくれたスタッフがそうであるように、長期の寄り添いの中で自主的に信徒となっていくからこそ、その後も教会の活動に強く参与する者が少なくないという。彼はかつて、約10年間の流浪生活を送っていたが、恩友センターとの関わりを通して徐々に教えを受け入れ、3年前に洗礼を受け、2年前からフ

ルタイムのスタッフとして活動するようになった。そして現在は、伝道師になるための修行を続けている。

李牧師が強調されていたのは、台湾にも公的扶助が存在するが、その捕捉率は著しく低く、公的扶助の網から漏れた多くの人が生活困窮者として取り残されている。それらの人びとは、家族や地域社会などの伝統的な共同性からも疎遠になっているケースが多く、教会は彼／彼女らの居場所となる必要があるのだ。

実際には、大型宗教団体に比べると、恩友センターの資金力は極めて脆弱である。今日の台湾において、社会福祉事業を展開する多くの宗教団体は、政府と提携することで公的扶助の受け皿となって活動を展開することが一般的であるが、それに対して恩友センターは、政府には頼らずできる限り自前で活動を展開しているからである。しかし、政府と距離をとり自分たちの予算で活動を展開するからこそ、公的扶助の網からも漏れた生活困窮者に寄り添いながら支援を行うことが可能となるのだ。

こうした小さな宗教団体が、対象者に寄り添いながら水面下で活躍することが台湾社会の大きな特徴であり、それは歴史的に国家による社会保障が脆弱であることの裏返しとしての「社会」の充実ではあるのだが、政府による社会福祉支出がますます削られようとしていく今後の日本社会にとっても大変参考になる事例であるだろう。

(委嘱研究員／韓国翰林大学校日本学研究所 HK研究教授)



(写真5：李政隆牧師(右から3番目)との記念撮影)

「セックスワーカー団体の資金調達と組織運営」

ータイとオーストラリアにおける活動事例からー講演録

宮田 りりい

1. はじめに

2018年6月16日(土)、大阪市立大学文化交流センターにて、セックスワーカーの健康と安全のために活動するグループSWASH (Sex Work And Sexual Health) と大阪市立大学人権問題研究センターとの共催による講演会が開催された。講師はオーストラリアのセックスワーカー団体Respectでコーディネイターをしているエレナ・ジェフリーズさん、通訳は神戸大学大学院国際文化科学研究科所属、社会学をバックボーンにジェンダー／セクシュアリティやセックスワーク、国境を越えた人たちの移住、親密な関係にかかわる権利などについて研究している青山薫さんが務めた。

講師のエレナさんは、セックスワーカーとして20年以上のキャリアを持ち、セックスワーカーのアート集団Debby Doesn't Do it For Freeのパフォーマー・アーティストとしても活躍している。また、研究者としての顔も持ち、タイとオーストラリアのセックスワーカー団体について研究した成果を博士論文としてまとめ、クイーンズランド大学で国際政治学の博士号を取得している。

さて、以下は本講演会の配布資料と音声データをもとに、エレナさんによる発表とSWASHメンバーとの質疑応答について、筆者が講演録としてまとめたものである。

2. エレナさんによる発表

1). 概要

みなさんこんにちは、セックスワーカーのエレナと申します。まずは、私が6年かけて研究した成果である博士論文の全体像についてお話します。これまで、Scarlet AllianceやEmpowerといったセックスワーカー組織は、政府のような公の権威的組織などから距離をとって活動を続けてきました。こうした自立性・独立性は、NGOとしてのリーダーシップを信頼できるものとするだけでなく、運動における透明性やセックスワーカーの経験・現実などを世の中に出し



エレナさん

ていく上でとても重要です。

ところで、こうした自立性・独立性を保ちながらセックスワーカー組織はどうやって活動資金を獲得し続けてきたのでしょうか？

私は、このことを明らかにするためにオーストラリアのScarlet AllianceとタイのEmpowerという2つのセックスワーカー組織の事例について研究し、博士号を取得しました。なお、ここでは先行研究の調査や半構造化インタビュー、参与観察を採用しました。その結果、セックスワーカーの組織による活動には3つのポイントがあることを発見しました。

まず1つめは、政治的状況の理解や形成です。この背景には国内のものと国際的なものがあり、資金を出す側の事情も多様になって来ています。また、ここで重要なのはセックスワーカーたちがボランティアを根拠にものごとを進めてきたということです。次に2つめは、セックスワーカーコミュニティの発展です。ここでは、全てがセックスワーカーコミュニティを中心として、定期的なイベント開催、ピア・エデュケーション、政府や他の組織などを含む一般の人々への啓発などが行われてきました。さいごに3つめは、セックスワーカーによる生きられた経験の転換です。Scarlet AllianceやEmpowerは、抑圧のようなセックスワーカーにとってネガティブな経験がどのようなものなのかを特定すると共に、その転換に取り組んできました。抑圧の経験を転換することは、私たちの活動において自立性・独立性を保つ上でとても大切です。なぜなら、こうした方針は仕事や活動の中で、自分たちの生きられた経験や個人的な経験を非常に重要なものとして位置づけるからです。

さて、ここまでが博士論文の全体像になります。それでは次に、この研究の背景を中心にお話ししていきます。

2). 背景

①. セックスワーカーによる抗議行動



要さん (SWASH)、
青山さん、エレナさん

Scarlet Alliance と Empower、そして日本の SWASH の活動は全て、世界規模のセックスワーカー運動の一部です。当初から私たちは、セックスワーカーを犯罪化したり抑圧する政府のような公的組織

からは距離をとって活動を続けてきました。そして、私たちは非犯罪化という言葉を使いますが、この言葉は「警察による抑圧に反対する」という意思表示でもあります。まず紹介したいのは、1975年にフランスのリヨンで実施され、世界的に有名になったセックスワーカーによる教会の占拠です。これは、警察の腐敗と悪い法律によって、仲間が逮捕されたことに反対する抗議行動でした。次に、1982年にイギリスのロンドンで実施された教会の占拠もまた有名で、これも警察によるセックスワーカーへの虐待や嫌がらせ、悪い法律に反対する抗議行動でした。

②. セックスワーカーによる組織の設立

1989年に、オーストラリアでは Scarlet Alliance が、またタイでは Empower が設立されました。両者は全く別の組織ですが、当初から互いに仲良く活動を続けています。その翌年には、APNSW (アジア太平洋セックスワーカー・ネットワーク) が立ち上がり、そこでは Scarlet Alliance と Empower を含む様々なセックスワーカー組織が定期的に集まり、会議を開くようになりました。このように、1980～90年代にかけて私たちはより幅広いネットワークをつくって活動に取り組むようになり、そこではお互いを支え合い、情報を共有し、警察からの嫌がらせに抵抗するなどしてきました。そして、これらの活動は私たちが提供する調査結果やエヴィデンスの信頼性を高めたり、セックスワーカーのニーズを公の場に示していくものでもあり、政府や WHO などの国連組織、HIV/AIDS に関わる様々な国内外の機関、犯罪学者、警察、法律家、それから政策決定に関わる人たちも、私たちの活動から出てきた情報の重要性を認識するようになっていきました。こうして、私たちの組織はいろいろなところから活動資金を調達できるようになっていきました。私たちは、当初から

自分たちの知識が価値あるものだと分かっていたのですが、今となっては新しい理解が公衆衛生の政策の中に出てきて、私たちの知識が新しい価値を持つようになっています。

③. HIV 予防のための資金獲得

セックスワーカーコミュニティが HIV 予防のための資金を受け取るようになると、研究者たちは「その資金は、セックスワーカーの運動を終わらせるだろう。セックスワーカーの政治は、その資金によって弱体化するだろう」と言い、また学者たちは「その資金は、セックスワーカーの団体を政府に近づけ過ぎるだろう。そして、資金提供を受けたセックスワーカーの団体を信頼するセックスワーカーたちはいないだろう」と言いました。しかし、その研究者・学者たちは間違っていました。彼らは、私たちが誰を信用すべき／すべきでないかを分かっていること、すなわち自分たちのことは自分たちで決めることができるということを知らなかったのです。実際、今も Scarlet Alliance や Empower などのセックスワーカー組織は、他の政府や団体と活動しても、またそこから資金を獲得しても生き延びています。HIV 予防のための資金がセックスワーカーコミュニティに送られた時、それはより強くより政治的なセックスワーカーの運動をもたらしました。そして、その運動は新たな評価を得ています。セックスワーカー組織はパワフルなのです。それでは次に、研究の中で発見した3つのポイントについてお話しします。

3). セックスワーカー組織の活動における3つのポイント

①. 政治的状況の理解や形成

私たちが国内外の政治的団体や政府などと交渉する時にしているのは、自分たちのことを知らないとか分からない状態にはしないということ。そして、活動資金については、いろいろなところから調達することで、1つの資金提供者に寄りかかることを回避しています。私たちは、ほとんどの場面においてボランティアで活動しているため、そのことを誰も取り上げることはできません。もし、資金提供者が私たちに型に閉じ込めようとしたら、私たちに良くないことをさせようとしたら、彼らにさよならを言ってそこから立ち去るだけです。

②. セックスワーカーコミュニティの発展

全ての活動においてセックスワーカーコミュニティが中心になることは、誰か他の人たちの

運動の主題に引きずられることを回避します。また、Scallete Allianceが開催しているイベントは、ほとんどがセックスワーカーオンリーとなっています。なお、私たちのイベントでは、セックスワーカーたちが出席して安心・安全だと思えるように、内密性やプライバシーについて考慮しています。

③. 生きられた経験の転換

セックスワーカーであることがどういうことかを、私たちは知っています。なぜなら、私たち全員がセックスワーカーだからです。私たちの組織は、話し合いをし、情報を共有し、調査研究をし、また様々な宣言を行うことで、私たちのセックスワーカーとしてのニーズを訴えています。

以上、短くですが、私の博士論文についてお話ししました。

3. SWASHメンバーとエレナさんによる質疑応答

Q 1). SWASHメンバーからの質疑

ファンドについて、日本でもセックスワーカーのHIV予防に関しては資金を得ることができますが、たとえば労働問題に関しては、そもそもセックスワークが労働として認識されておらず、資金を得ることは困難です。海外のセックスワーカー組織ではHIV予防に関するところ以外からも資金調達しているとのことですが、具体的にはどのようなところから調達しているのでしょうか？

A 1). エレナさんからの応答

私たちにとっても、HIV予防のための資金が最も中心的で、定期的かつ長期的に得られる資金であるということは間違いありません。ただし、その資金を獲得することは私たちにとって容易なことではありません。というのも、一番最初にこの資金を得られるのはゲイの組織であり、私たちはそこからおすそ分けを貰うという



青山さん、エレナさん、筆者

かたちで資金調達してきました。そのため、ゲイの組織との違いをどう明確にし独立性を保つかということが重要です。また、家族計画に関する組織もHIV予

防に関する資金を獲得して私たちに分けてくれるということが続けてきたので、そこからの独立性を保つことも重要です。

次に、HIV予防に関する資金よりは少ないですが、資金調達先として考えられる4つの分野があります。1つは、労働に関する分野です。各州の中には労使関係を調整する機関があり、時にはその中でセックスワーカーのトレーニングなどをしたいと考える職員が出てきます。たとえ小さな機関であっても、彼らにはセックスワークを労働として認め、トレーニングにお金を回す権限があります。そのため、仮に国や政府がセックスワークを労働として認めていなくても、こうした活動を一緒に行うことができます。2つめは、外国からの資金配分に関する分野です。私たちはかつて、これを行う部署から資金を調達し、海外でセックスワーカーの大会を開催し、出席者全員の旅費を払ったりすることが出来ました。あと2つ、私たちが資金調達を目指して挑戦してきた分野が、女性省と芸術関係の役所です。しかし、これらからの資金調達はほとんど成功したことがありません。

Q 2). SWASHメンバーからの質疑

私はセックスワークに関する活動を続ける中で、当事者の周囲にいる人たちも活動に巻き込んでいくことが重要だと思うようになりました。そこで、そのように周囲の人たちを巻き込む上で大事なことや成功した経験、またセックスワークに理解のない人たちにどうアピールすればいいかについて知りたいです。

A 2). エレナさんからの応答

大事なことは、セックスワーカー組織がリーダーシップを持つことです。そこから、自分たちの声を様々な分野の人たちを通して広げていく、ということになると思います。私たちの組織の中にはいろんな人たちがいて、その人たちがいろんなイベントやメディアに出かけていきます。というのも、いつも同じ1人が出ていくのでは上手くいかなくて、いろんな人が実際に違う顔を見せて、セックスワーカーのことを伝えていくのが良いと思います。なお、私たちは周囲の人たちを巻き込むという点において、SWASHに比べて成功しているというわけではありません。なぜなら、私たちが自分たちのまちで今回のような講演をすれば、同じくらいの数の参加者が集まると思うからです。また、正直言って一番重要でたくさん時間を使って努力

していることは、私たちが誰が一番会いたいかを決めて、どうやって正しい人にきちんと会えるかを調査したり計画することです。そこに時間をかけなければいけないということが分かってきました。

Q 3). SWASHメンバーからの質疑

今回のような講演会の場に来なかったり、理論や運動に興味を持たないセックスワーカーたちにも自分たちの仕事を労働として捉え、嫌なことは嫌だと言っていいたと伝えたいと思っているのですが、何かアドバイスがあれば教えてほしいです。

A 3). エレナさんからの応答

私たちが獲得しているファンドで使いやすいものとして、コミュニティの発展のための資金があります。それを使って、いろんな方法でセックスワーカーコミュニティにメッセージを伝えることができます。たとえば、私たちはラジオでショーをやったり、現場に出向き相談にのったり、雑誌を発行したり、パフォーマンス・イベントをやったりしています。また、最も重要なのがピア・エデュケーション。すなわちセックスワーカー同士で学び合う機会ですが、これが組織をするということの中の一番重要な要素だと思っています。ピア・エデュケーションがセックスワーカーのいる全ての場所で実践されれば、どんな人にもメッセージが届いていくと思います。

その他、信頼できて、適切で、開かれていて、長期的な場所を支える資金が必要となってきます。たとえば、Scarlet Allianceにも事務所がありますが、まずはそこが安心・安全な場所だと知ってもらうことに時間がかかります。ある日、そこには1人のセックスワーカーが1人の友だちを連れてくるかもしれない。それは一瞬で終わるかもしれないけれど、その事務所が長く続きさえすれば、1年後同じ人たちがまたやってくるかもしれません。そして、その時初めて彼女たちは自分たちの状況について話始めるかもしれない。彼女たちは1年間事務所に来なかったけれど、その間に自分たちの状況や職場環境が非常に悪いものだと考え、「それならScarlet Allianceが言っていたみたいに、その状況を変える活動をした方がいいんじゃないか」と考えるかもしれない。そうした考えは、やがて社会を変える、自分たちの抑圧を転換するという活動につながっていくかもしれない。そのためには、

やはり事務所での作業を仕事として、給料をもらいながら長期的に続けられる人がいるということが重要です。私たちの組織も、それによって続けることができています。

4. 結びにかえて

以上が、本講演会でのエレナさんによる発表とSWASHメンバーとの質疑応答の内容である。なお、本講演会では他にも、会場にいる参加者のみなさんからエレナさんへの質問を受け付ける時間が設けられ、資金調達やセックスワーカーコミュニティなどに関する様々な質問が寄せられ盛り上がりを見せた。

ところで、私事だが本講演会の中でもっとも印象的だったのは、「大事なことは、セックスワーカー組織がリーダーシップを持つことです」というエレナさんのことばだった。たとえば、2018年1月に厚生労働省はエイズ対策のためのガイドラインを改正した。そこには、施策の実施において特別な配慮を必要とする人口層の1つとして性風俗産業の従事者が明記されているが、この改正のための小委員会に参加した委員や参考人の中に、セックスワーカー中心の支援団体メンバーは含まれなかった。

再び私事だが、2018年9月に筆者も執筆に携わったSWASH編の書籍『セックスワーク・スタディーズ ―当事者視点で考える性と労働』が出版された。本書を読んで頂ければ、いかにセックスワーカーたちが差別や偏見にさらされやすく、それゆえ上記の例のようにいかに当事者たちの声がないがしろにされやすいかが分かるだろう。障害者中心の権利運動から生まれたスローガンである“Nothing about us without us!”(私たちのことは私たち抜きに決めるな!)は、今やセックスワーカー中心の権利運動においてもパワフルなメッセージとして使用されている。エレナさんのことばを通して、このスローガンの重要性について改めて考えさせられた。

さいごに、本講演会の会場を提供して頂いた大阪市立大学の古久保さくらさんと新ヶ江章友さん、発表して頂いたエレナ・ジェフリーズさん、通訳して頂いた青山薫さん、参加者として会場にお越し頂いたみなさん、そしてSWASHメンバーに心から感謝の意を表したい。

(非常勤研究員)

書評

波多野真帆・照山絢子・松波めぐみ編

『障害のある先生たち』

—「障害」と「教員」が交錯する場所で—

(生活書院、2018年2月)



評者：多賀 太

本書のタイトルを聞いて、虚を衝かれた思いがした読者も少なくないだろう。教育学においても障害学においても、「障害のある子ども」については数多く取り上げられてきたが、「障害のある先生」について真正面から取り上げて議論される機会はほとんどなかったのではないだろうか。そうしたなか、本書は、「障害のある教員」に対するインタビューに基づき、かれらの多様な生のありようを生き生きと描き出した力作である。クラウドファンディングで出版費用を募った点も本書のユニークな点の1つである。

本書は、3人の編者を含む7人の著者によって執筆された8つの章、5つのコラム、その他補論等から構成されている。編者3人による前半の5つの章と3つのコラムは、「チームエスノグラフィ」の手法を用いた16人の「障害のある教員」に対するインタビューに基づく研究成果である。そこでは、「障害のある教員」としての多様なアイデンティティ形成の様子や、「障害」が教員の仕事にもたらす様々な困難が具体的な事例をもとに示され、2016年の障害者差別解消法および改正障害者雇用促進法の施行後における、そうした困難の解消へ向けた可能性と課題が提起される。

後半は、編者以外の3人の研究者によって執筆された3つの章と2つのコラムで構成されている。それらを通して、障害のある学生の教育実習や視覚障害を持つ教員の生活史事例に基づき、障害者が教員になることを阻む要因やその克服の可能性が示されるとともに、視覚障害のある教員のライフストーリー分析を通した障害者教師像の一例が示される。最後に補論として、本書の成果に基づく公開シンポジウムを振り返っての編者らの鼎談の記録が掲載されている。

本書全体を通して、何か明確な結論が導き出されているわけではない。対象者の障害種別も、視覚障害、聴覚障害、発達障害、脳性まひ、性同一性障害、肢体不自由、学習障害など様々であり、すべての対象者がそれらを「障害」としてそのまま引き受けているわけでもない。また、かれらが語る「障害」と「教員であること」の関係も多様である。「障害」を教員としてのアイデンティティを脅かすものとして語る者もいれば、「教員」であることが障害者としての自己のアイデンティティを肯定的なものにしていると語る者もいる。さらには、両者の関係をあまり気にしない者もいれば、障害者の特性を教育に活かして存在意義を発揮するという「障害のある教員像」を体現する事例も見られる。

しかしながら、本書で示された多くの事例とそれに基づく考察や制度に関する解説は、障害のある学生が教職を目指そうと思ったときや、教職員がそうした学生を教えたり教育実習で受け入れたりすることになったとき、そして障害のある教員と一緒に働くことになったときに、非常に有益な情報であることは疑う余地がない。

しかも本書は、そうした単なる実践的なノウハウを伝えるにとどまらず、教育学研究に対しても障害学研究に対しても数々の示唆を与えてくれる。まず、本書を学校研究または教師研究に位置づけたときのその最大の魅力は、「学校は、教師は、こうあらねばならない」というわれわれの思い込みを解きほぐし、新しい教育や教師像の可能性を指し示している点である。たとえば、授業とは黒板とチョークを使って講義をするもの(chalk and talk)であることが前提とされている限り、ある身体的・精神的特性(インペアメント)のためにそうした教授スタイル

での実践ができない障害者は、教員としての仕事を十分に果たせないことになってしまう。しかし、そうした状況に置かれた「障害のある教員」が別の仕方であ教授を行い、それで十分教授が成立するどころか、むしろ従来のスタイル以上の教育効果を発揮することさえある。こうした事例は、これまで自明視されてきた学校の授業のあり方に揺さぶりをかけ、多様な教授スタイルへの新たな可能性を開くものである。

またわれわれは、「常に完璧な存在」「生徒の学びを助ける存在」などといった固定的な教師像にとらわれがちだ。しかし、「できないことは手伝ってもらえばいい」というスタンスで同僚教師だけでなく生徒からも援助を受けながら働いている「障害のある教員」の姿は、垂直的な教師＝生徒関係を自明視してきたわれわれの固定観念を打ち砕き、よりフラットで互恵的な関係性に基づく新たな教授＝学習モデルを構築しているといえよう。

本書は、「障害」をいかにとらえるかについても重要な示唆を与えてくれる。2006年の国連における障害者権利条約の採択以降、障害を個人が有する特定の身体的・精神的特性（インペアメント）としてとらえる「障害の個人（医療）モデル」よりも、社会的な障壁がそうした個人の特性を「障害（ディスアビリティ）」として経験させているのだとする「障害の社会モデル」が国際社会の主流となっており、特に2016年の障害者差別解消法施行後は、日本においても合理的配慮によって社会的障壁を解消していくための取り組みが広がっている。本書においても、こうした流れを押さえたいうで丁寧でわかりやすい記述が随所に見られる。しかし同時に、本書では、たとえば「実習生が障害ゆえの困難な課題に挑戦する機会を奪いすぎないこと」のように、常に社会的障壁を取り除くことを目指すことだけが障害者にとって望ましいとは限らないことも示されている。

また、巻末の鼎談のなかでは、身体障害のある教員に比べて精神障害や知的障害のある教員が少ないことに触れ、ある仕事において求められる業務の性質とインペアメントのタイプとの相性についての指摘がなされている。障害のとらえ方の主流が個人モデルから社会モデルへと移行したからといって、インペアメントの物質

的・実体的基盤が消えてなくなるわけではない。そうしたなかで合理的配慮によってできる限りの社会的障壁をなくしていくためにも、社会的文脈の違いに応じて違った形で立ち現れうる「障害」の意味をその都度よりの確に理解することが重要であり、そのためには認識論のレベルにおいて、実体論（本質主義）か相互作用論（構築主義）かという二元論のいずれか片方の立場に拘泥するのではなく、両方の視点を柔軟に行き来する必要があることを本書は物語っているように思える。

さらに本書は、読者に対して、研究者の対象者に対する立場性（positionality）について考えるきっかけも与えてくれる。本書からうかがえる限り編者の3人は「障害者」ではないという点で、本書はマジョリティによるマイノリティの研究である。巻頭言を執筆した清水陸美氏が指摘するように、この種の研究の基本的文脈は「搾取」であり、マジョリティ側の研究者はこの問題にどう対峙するかが常に問われることとなる。しかし、少なくとも評者は、読後感として、本書からそうした「搾取性」をほとんど感じることがなかった。今でもその理由を一言で言い当てることはできない。しかしいずれにせよ、本書の各所からうかがえる編者たちの本テーマに関する研究姿勢は、マイノリティ研究を行う研究者たちに、自らの研究テーマに対するポジションの取り方についての省察と気づきを促してくれるに違いない。（文学部教授）

新研究員紹介



申崎 真志

本年度10月より障害研究班に参加することになりました。文学部では心理学専修の科目を担当しています。新研究員といっても、私は2004年に関西大学に着任したときに研究員に就任しているので（2014年3月まで）、古巣に帰った感じでしょうか。当初は地域の精神保健福祉に関心があり（室報第33号）、文学部のコミュニティ・カウンセリング・ルーム（当時）で自閉症の支援などを行っていました（紀要第53号）。2010年に在外研究に行ったあとは、共感の心理学（室報第47号）や前向きな心のしくみ（第75回公開講座）に取り組んできました。最近では再び地域貢献を目指して、お寺の住職さん、ゼミの修了生らと共に、今春からNPO法人「寺子屋ひゅっげ」を設立し、地域の心理・福祉・教育的資源となるよう活動を展開しています。よければ

ウェブサイトをご覧ください。http://www.terakoya-hygge.jp/org/

研究では、HSP (highly sensitive person) という、音・光・匂いなどに高い感性をもっている人について調べています。彼らは環境のささいな変化に大きく影響され、生きづらい感じをいつも抱えています。また、感覚が鋭いだけでなく、人に対する感受性も高くなるため、人間関係が苦手です。そして上記のような性質から、人と同じペースで同じようにできずに悩みます。Highly Sensitiveな子ども (HSC) は学校に馴染めなかったり、不登校になってしまう場合もあるのです。しかし、心理学者Elaine Aronは、HSPは障害でも疾患でもなく、伸ばしていくもののだといいます。それは深く豊かな感覚世界につながる特性だというわけです。私がこのたび人権問題研究室に参加したのも、このようなHSPを広く知ってもらいたいからでした（発達障害の感覚過敏との区別など、詳細は紀要第76号の拙論をご覧ください）。どうぞよろしく願いいたします。（文学部教授）

2018年度 人権問題研究室 研究学習会

日程	テーマ	講師	会場
4月13日(金)	性暴力被害と性刑法改正を考える - 法的支援の現場から -	雪田樹理 (女性共同法律事務所弁護士)	人権問題研究室
5月11日(金)	「障害のある先生たち」調査から 見えてきたもの	松波めぐみ (委嘱研究員)	人権問題研究室
6月8日(金)	Spirituality and Social Work	Edward R. Canda (カンザス大学社会福祉学部教授、社会学部招へい研究員)	人権問題研究室
7月13日(金)	若者から見る部落問題 - 差別解消に向けた取り組み	舩山 彩 (部落解放同盟大阪府連青年部 事務局次長、部落解放同盟大阪府連 向野支部青年部 事務局長)	人権問題研究室
10月12日(金)	臨床宗教師の理念と課題	宮本 要太郎 (研究員、文学部教授)	人権問題研究室
11月9日(金)	大阪と沖縄 ～人類館・米海兵隊・大阪府警機動隊～	仲間 恵子 (委嘱研究員)	人権問題研究室
12月14日(金)	冤罪と差別	里見 繁 (研究員、社会学部教授)	人権問題研究室
1月11日(金)	在日コリアン女性の挑戦	金 益見 (神戸学院大学人文学部 講師)	人権問題研究室

2018年度 人権問題研究室 特別講演会

日程	テーマ	講師	会場
12月7日(金)	発達障害学生の学修を保障する支援のあり方	西村 優紀美 (富山大学学生支援センター副センター長、 アクセシビリティ・コミュニケーション支 援室長)	人権問題研究室

人権問題研究室・豊中市連携行事

日程	テーマ	講師	会場
11月16日(金)	多様な性を生きる ～「マイノリティ問題」を超えて～	井谷聡子 (研究員、文学部准教授)	豊中市立文化芸術センター 1階 多目的室



●室報第61号の記事訂正 (P.12「2018年度 人権問題研究室 公開講座」)

〔講座テーマ〕	(誤) 人と社会をむすぶソーシャルネットワークを社会学的に再検討する
	(正) 人と社会をむすぶソーシャルワークを社会学的に再検討する

編集後記

今号では人種・民族問題研究班の村島健司研究員、ジェンダー研究班の宮田りり研究員に寄稿いただいた。村島研究員には同じく人種・民族問題研究班の研究員の宮本要太郎氏と共に取り組んでおられる調査結果について、今後の日本社会への示唆とともにご報告いただいた。宮田研究員は本研究室に今年度新たに設けられた制度でお迎えした非常勤研究員であり、早速いただいた活動報告は本研究室に新たな風を吹き込み、今後の活躍がより一層期待されるものである。また、書評では、多賀太研究員により障害研究班の松波めぐみ研究員の新刊書籍『障害のある先生たち—「障害」と「教員」が交錯する場所で—』(生活書院、2018年)を取り上げていただき、研究者や同僚、教職を目指す障害を抱える学生というように、さまざまな立場の読者にとっての意義が述べられており、多く

の人に手に取っていただける機会となるであろう。最後に、5年ぶりに障害研究班の研究員として申崎真志氏に復帰いただいた。申崎研究員には本研究室紀要第76号に近年注目されている敏感性(Highly Sensitive)をテーマにした論文を投稿いただいている。理解されづらい生きづらさへの認識を深める視点を提供いただいております。大変参考になる。

(加戸陽子)

関西大学人権問題研究室室報 第62号
2019年3月31日発行
発行／関西大学人権問題研究室
〒564-8680 吹田市山手町3丁目3番35号
電話 (06) 6368-1182
FAX (06) 6368-0081
<http://www.kansai-u.ac.jp/hrs>